

国民健康保険広域化等支援基金審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

国民健康保険広域化等支援基金審査委員会規程の一部を改正する訓令

国民健康保険広域化等支援基金審査委員会規程（平成14年岩手県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、保健福祉企画室企画課長、 <u>医療国保課国保担当課長</u> 及び出納局指導審査課長をもって充てる。 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部医療国保課</u> において処理する。	(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、保健福祉企画室企画課長、 <u>健康国保課国保担当課長</u> 及び出納局指導審査課長をもって充てる。 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部健康国保課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。